

館山市高齢者保健福祉計画

概要版

(令和3～5年度)

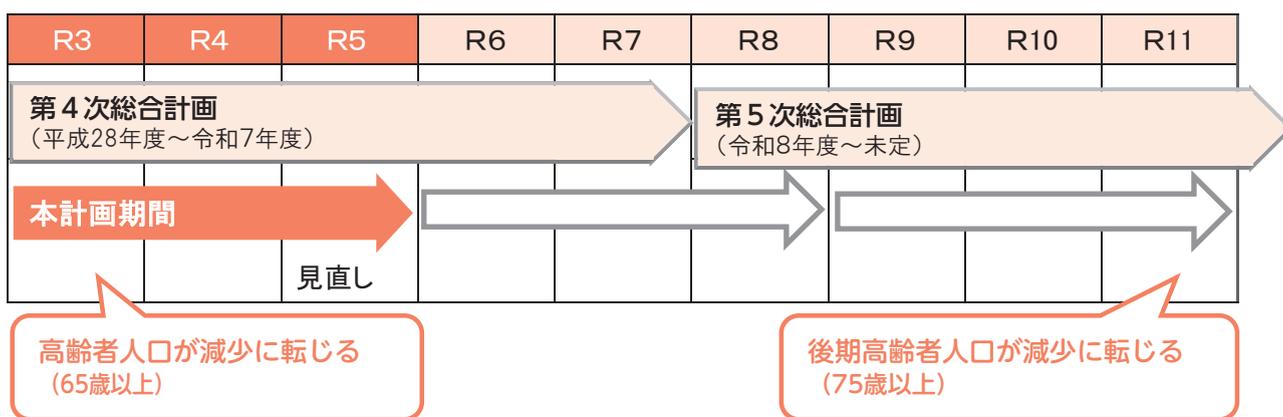
【第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画】

1 計画について

わが国の高齢化が加速する中、本市の高齢化はさらにその20年ほど先行している状況です。

このような状況の中、本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく市町村計画として策定するとともに、本市の総合計画やその他の福祉関連計画と調和・連携を図りながら、国・県の政策動向とも整合をとるものとします。

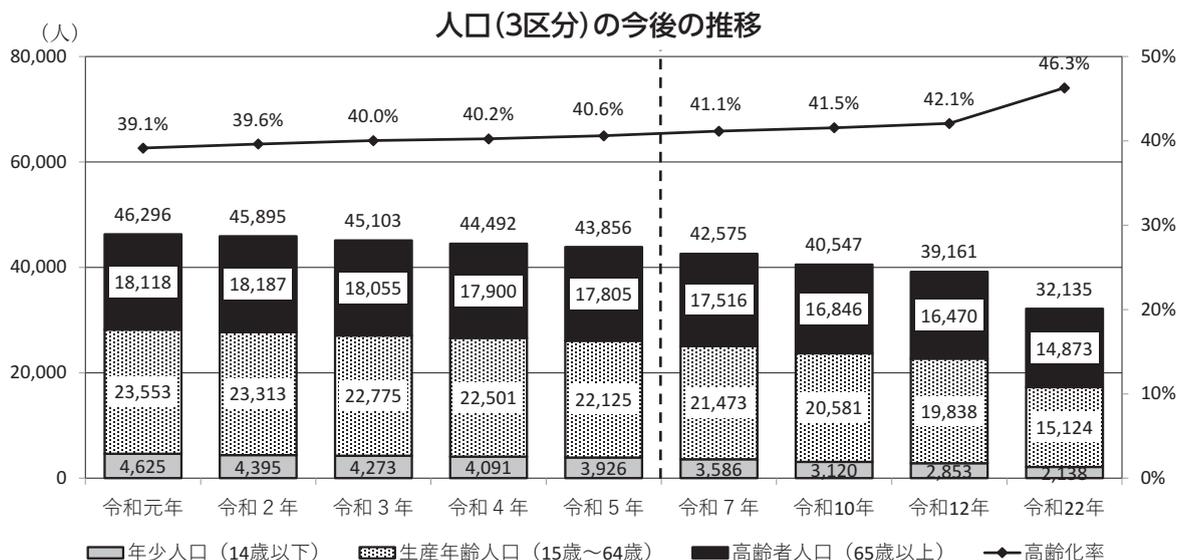
計画の期間



2 高齢者・介護保険を取り巻く現状と今後

①人口・高齢化率

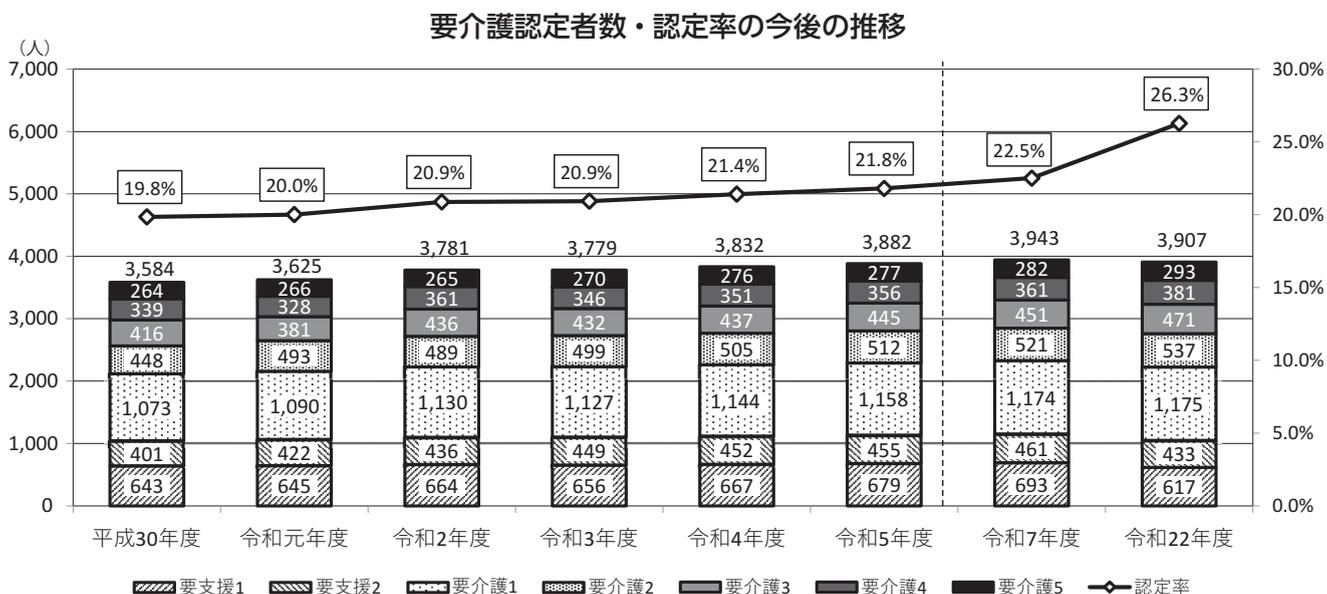
本市の高齢者人口は令和3年(2021年)から減少傾向になっていくことが予想されますが、年少人口・生産年齢人口はさらに減少していくため、高齢化率は増加傾向が続くものと考えられます。令和22年(2040年)には46.3%になっていると見込まれます。



※推計は、平成27年～令和元年の5か年分の実績をもとにコーホート要因法により算出(令和元年・令和2年は実績値)

②要介護認定者数・認定率

本市の高齢者人口は、令和3年(2021年)頃から減少傾向に転じると見込まれるものの、後期高齢者人口は増加傾向が続くことから、要介護認定者数は、今後も増加するものと予想されます。本計画期間においては、21%前後の認定率で推移すると考えられます。



資料：平成30年度は介護保険事業状況報告(年報)、令和元年度・令和2年度は介護保険事業状況報告(月報)
令和3年度以降は推計値

★本計画のキーワード

館山市 まるごと支援

高齢化が進む本市の現状や、令和元年房総半島台風の被害状況などから、地域のつながりを改めて考える必要があります。

災害時の被災者支援をはじめ、日常的な安否確認や潜在する新たな地域課題など、従来の行政や地域のあり方では解消しきれない問題の解決を図るため、本市では、行政の様々な部署に加え、社会福祉協議会や地域包括支援センター、介護サービス事業者などから構成される「まるごと支援連絡会」を立ち上げました。

制度の枠組みを超え、多様なサービスや支援機関、社会資源等を連携させ、市民のあらゆる不安を“まるごと支援”することで、その課題の解決を目指します。



3 地域包括ケアシステムから地域共生社会へ

①新たな計画に向けて考慮すべき社会・政策動向

・人口動向

本市の高齢化は、国よりも20年も早いスピードで進行しています。国においては高齢者人口が増加傾向ですが、本市は既に高齢者人口のピークを迎えており、令和3年(2021年)頃には減少に転じるものと見込まれます。また、後期高齢者も10年以内には減少に転じることが予想される状況です。

・地域包括ケアシステム

本市ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。本市の後期高齢者人口はまだ増加傾向が続くため、社会的支援が必要な高齢者は今後も増加するものと見込まれます。したがって、地域包括ケアシステムの深化・推進は、今後も引き続き取り組むべき重要なものです。

・地域共生社会

社会的な課題の複雑化・複合化に対し、国は、地域包括ケアシステムの理念を高齢者以外の分野にも普遍化し、あらゆる社会的支援が必要な方に対して包括的な支援を行う「地域共生社会の実現」を提唱しました。本市においても、地域包括ケアシステムから地域共生社会へ展開することを視野に、保健や他の福祉分野との包括的な連携体制を構築します。

既存の制度による解決が困難な課題

●世帯の複合課題

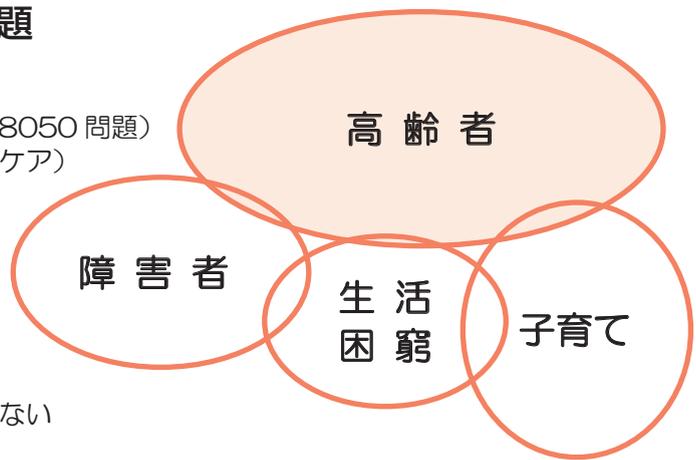
- ・高齢の親と無職独身の50代の子の世帯(8050問題)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)
- ・障害をもつ子と要介護の親の世帯 等

●制度の狭間

- ・いわゆる「ゴミ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

●社会的孤立

- ・頼る人がいない
- ・自ら相談に行く力がない
- ・周囲が気がついていても対応できない 等



地域課題の解決力の強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

我が事・丸ごと
地域共生社会の実現

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

②基本理念と重点テーマ

本計画の基本理念は、第8期高齢者保健福祉計画を継承し、次のように定めます。

基本理念

地域の中で、人権を守り、支え合いながら暮らせる長寿健康のまち・館山

第8期高齢者保健福祉計画の重点テーマである「個々の取組をつなげるネットワークづくり」は、まだまだ検討していくべき課題があり、ネットワークづくりの重要性は今後より一層高まっていくものと考えられることから、本計画においても引き続き、重点テーマに掲げます。

重点テーマ

個々の取組をつなげるネットワークづくり

③施策

1 高齢者保健福祉施策

生活支援・福祉サービス

高齢者が生きがいを持てるよう多様な地域活動を展開するとともに、高齢者の社会参加を促進することによって地域において支え合う環境づくりを推進します。今後は、地域ごとに、順次、生活支援コーディネーター・協議体の設置等、住民主体の地域づくりに取り組むための基盤を整備していきます。各地域からの地域課題・高齢者の生活課題を抽出・検討し、支援を推進します。

【主な施策】

- ・社会参画・生きがい活動の促進 【 就労的活動の支援、生きがいづくりの促進 】
- ・生活支援の充実 【 地域で高齢者を支える体制づくり、在宅福祉サービス 】

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
通いの場（ふれあいきいきサロン）の数	54カ所	70カ所
高齢者見守りネット協定数	76協定	90協定

権利擁護

高齢者虐待防止に関する知識や意識の普及啓発により、虐待の未然防止を図るとともに、早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。また、安房地域権利擁護推進センターを中核機関として、相談支援や成年後見制度の運用を行います。

健康づくり・介護予防

保健・介護予防を一体的に推進するとともに、それぞれの高齢者に対応した自立支援・重度化防止のための取組を展開し、地域での健やかな暮らしの継続を支援します。また、疾病から要介護状態への進行を防止するため、保健事業や健康意識の啓発を推進します。

【主な施策】

- ・疾病予防・フレイル予防・健康づくりの推進
【 疾病(生活習慣病・感染症)予防の推進、フレイル予防の推進、健康づくりの推進 】
- ・介護予防の推進
【 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業 】

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
要介護2以上の新規申請者の平均年齢	82.1 歳	82.1 歳以上
健診で受診勧奨値にありフレイル予防のための事後指導（受診勧奨等）を受けた割合	—	80.0%
介護予防サポーターの人数	18 人	60 人

★本計画のキーワード

フレイル予防

フレイルとは、加齢により心身の機能が衰えた状態を言い、健康な状態と要介護状態の中間段階です。進行すれば要介護になる可能性が高いとされています。

【進行させる要因は?】

- ・持病の重症化
- ・老化による衰え

【予防するには?】

- ・社会参加
 - ・運動習慣
 - ・低栄養予防
 - ・口腔ケア
- の推進

生活習慣を見直すことで、フレイルの進行を食い止め、健康な状態に引き戻すことができます。

自分らしく、楽しみながら地域で生活するために、早い段階からフレイル予防に取り組み、継続していきましょう。



フレイル予防の3つの柱

食生活・口腔ケアをしっかりと！

バランスよい食事を心がけ、たんぱく質や水分をしっかりととりましょう
定期的な歯科受診を心がけましょう

運動をしよう！

階段を使ったり、散歩をしたり、身近なところでも意識的に習慣的に身体を動かしましょう

人との交流を！

地域活動や外出をしましょう
感染症対策下では、家族や友人と電話や手紙などで交流を深めることも効果的です

医療・認知症対策

認知症対策や在宅復帰支援を充実させるため、認知症サポーターやボランティア等の地域資源をネットワーク化する連携体制を構築し、面的な支援体制の整備を推進します。

【主な施策】

- ・医療との連携
- ・認知症高齢者等への支援

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
認知症サポーターの人数	5,501人	6,100人

住まい・居住環境

高齢者をはじめ全ての人々が安心して暮らしていける地域をつくるため、居住環境の整備や福祉のこころの育成に取り組みます。

【主な施策】

- ・多様な高齢者の住まいの充実 【住環境の整備、施設福祉サービス】
- ・全ての人にやさしいまちづくりの推進 【福祉のこころの育成、人にやさしい環境の整備】

2 介護保険事業

介護保険制度の持続的な運営に向けて

居宅介護サービス、地域密着型サービス、介護施設サービスなどの各種サービスを適正に提供するとともに、介護保険制度の持続的な適正運営に向けた取組を進めます。

【主な施策】

- ・介護人材の確保
- ・サービスの質の向上
- ・介護給付適正化の推進

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
ケアプラン点検訪問事業所数	—	計画期間内 10 事業所
介護相談員数	6人	8人

3 推進体制

地域包括ケア推進体制

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア推進体制を強化するとともに、本計画の進捗管理・評価体制の整備を進めます。

【主な施策】

- ・地域包括支援センターの運営・機能強化
【地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、相談・調整の体制づくり】

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
合同会議の実施	5回	6回

4 介護保険サービス

①日常生活圏域の変更

これまでの計画では、「那古・船形地区」「北条・館野・九重地区」「館山・豊房地区」「西岬・神戸・富崎地区」の4区域を日常生活圏域としてきました。しかし、今後の「地域共生社会の実現」を見据えた地域づくりにあたって、人口規模のバランスや、より地域に根差した施策展開を図るため、各地区民生委員児童委員協議会の担当地区とあわせた5区域に再設定します。



②介護保険サービスの整備方針

本市の後期高齢者人口は未だ増加傾向であり、「介護離職ゼロ」や将来的なニーズを勘案すると、一定の施設整備は必要と考えられます。このことから、本計画の主要なサービス整備は、次のように定めます。

■サービス整備の方針

サービス名	新設整備数 (定員数)	サービス名	新設整備数 (定員数)
介護老人保健施設	100	認知症対応型共同生活介護	18
地域密着型介護老人福祉施設	29	特定施設入居者生活介護	50

③介護保険費用の見込み

現状のサービス利用状況や人口の今後の推移を踏まえ、介護保険費用の合計は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の3年間で約178億円となる見込みです。

介護保険費用見込み額

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	施設サービス費用	1,982,023	2,113,671	2,266,320
	居住系サービス費用	631,220	709,505	810,105
	在宅サービス費用	2,453,457	2,519,241	2,581,033
	その他の費用	346,304	332,091	331,724
標準給付費計		5,413,004	5,674,508	5,989,182
地域支援事業費		247,280	258,264	259,515
介護保険費用計		5,660,283	5,932,772	6,248,697

④介護保険料の設定

本計画期間の介護保険費用は、前計画期間である平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)よりも増加することが見込まれますが、基金の活用により、被保険者の負担を抑えることとし、本計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)は、次のとおり、第6期・第7期介護保険事業計画と同水準に設定します。

第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)	5,680円
----------------------	--------

第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	標準割合	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.30)	34,080 (20,400)	2,840 (1,700)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.50)	51,120 (34,080)	4,260 (2,840)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.70)	51,120 (47,640)	4,260 (3,970)
第4段階	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、世帯員に市民税課税者がいる方	0.90	61,320	5,110
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方で、世帯員に市民税課税者がいる方	1.00	68,160	5,680
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	81,720	6,810
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	88,560	7,380
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	102,240	8,520
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	115,800	9,650

※ 第1段階から第3段階については、消費税率引き上げに伴う軽減措置が実施されています。()内は軽減後。

館山市高齢者保健福祉計画【令和3～5年度】 第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要版

発行：館山市健康福祉部 高齢者福祉課
〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1
電話：0470-22-3489 / FAX：0470-23-3115